

(情シ 41)

平成 29 年 12 月 26 日

都道府県医師会 情報担当理事 殿

日本医師会
常任理事 石川 広



医師資格証の提示による医師の資格確認について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、採用時における医師の資格確認にあたって、医師資格証による資格確認も可能とする厚生労働省医政局医事課長通知「公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による医師の資格確認について(平成 29 年 12 月 18 日医政医発 1218 第 1 号)」が各都道府県医務主管部(局)長宛に発出されました。

従来、医療機関等が医師を採用する際には、医師免許証原本の提示による医師資格の確認が求められてまいりましたが、本通知により、医師免許証と同様に、医師資格証の提示による資格確認も、新たに認められることとなりました。

また、本通知は採用時における運用通知となっておりますが、今後、医師資格証による資格確認を、より広くさまざまな場面で活用できるように、各方面に働きかけを進めて行く予定です。

日本医師会といたしましては、これまで以上に「医師資格証」の普及に努めて参る所存ではございますが、本通知内容を貴管下会員にご周知いただくとともに、今後とも普及に対しまして更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



医政医発1218第1号
平成29年12月18日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による
医師の資格確認について

医師の資格確認については、無資格者による医業を防止する観点から、「医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）」（平成24年9月24日付け医政医発0924第1号、医政歯発0924第2号厚生労働省医政局医事課長、歯科保健課長通知）において、医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底をお願いしてきたところです。

今般、公益社団法人日本医師会からの依頼に基づき、当団体が発行する医師資格証について、厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施し、登録事項（氏名、生年月日、医籍登録年月日、医籍登録番号）を確認するとともに、今後新規に発行される医師資格証についても、同様の照合を実施することとしております。

また、医師資格証の発行に際しては医師免許証の原本確認も行っている点も踏まえ、今後は採用時における医師の資格確認に当たって、医師資格証による資格確認も可能としますので、当該取扱について関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」(<http://licenseif.mhlw.go.jp>)を設けていることから当該システムを活用するとともに、必要に応じて医師免許証の原本提示も求め、引き続き適正な資格確認を行うよう、併せて周知をお願いいたします。